

第50号議案参考資料

議案名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の賦課限度額の変更、産前産後期間の軽減の追加等をしてほしいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更

令和6年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり賦課限度額を変更する。(第2条関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	650,000円	650,000円	0円
後期高齢者支援金等分	200,000円	220,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,020,000円	1,040,000円	20,000円

(2) 産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減規定の創設等

(1)の改正に伴い規定を整理するとともに、出産を予定し、又は出産をした国民健康保険加入者に係る令和6年1月以降の国民健康保険税について、次の表のとおり軽減する規定を設ける。

(第21条関係)

区分	軽減内容
単胎出産の場合	4か月分の所得割額及び均等割額
多胎出産の場合	6か月分の所得割額及び均等割額

(3) 出産を予定し、又は出産をした国民健康保険加入者が世帯にいる場合の届出に関する規定を設ける。 (第22条の3関係)

(4) 引用条項の整理を行う。

(附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、第12項及び第13項関係)

3 施行期日

令和6年4月1日